

私道の市道編入（市への寄付）の手続きの流れ

平成31年1月

☆私道の市道編入は、私道一体である必要があり、一部の土地のみでの寄付はお受けして
おりません。

(1) 「私道の市道編入事前審査依頼書」の提出

土木調査課に提出してください。

- ①「私道の市道編入に関する基準」に基づき、審査いたします。
- ②関係各課と現地調査などを行った上で、意見をとりまとめ、その可否について回答いたします。

審査回答

- ③「不可」であれば、私道の市への寄付はできません。
- ④「可」であれば、道路施設などの改修や境界測量、登記などの市への引継ぎ条件が満たされ次第、私道の市への寄付の手続きを行います。

(2) 申出者（私道所有者）作業（道路施設などの改修や境界測量、登記などの条件処理）

【道路施設などの改修】

- ①舗装・側溝などの道路施設並びに下水道施設について、老朽化などにより今後の維持管理に支障をきたす可能性のある場合は、事前改修が必要となります。

【境界測量、登記】

- ①私道と宅地との境界が不明確な場合、筆界確認書の締結が必要となります。
- ②分筆などの登記が必要な場合は、法務局との協議並びに登記に必要な測量作業などは、申出者の負担で行っていただきます。

【占用物関係】

- ①私道に維持管理上、支障となる個人占用物などが存在する場合、その撤去が必要となります。

【その他】

- ①その他の条件がある場合は、その処理も必要となります。

(3) 「道・水路敷寄付申込書」及び必要書類の提出

現地検査の後、土木調査課に提出してください。

- ①提出書類の確認後、所有権移転登記を市が嘱託登記で行います。

必要書類	ア) 道・水路敷寄付申込書一式 (別紙「道・水路敷寄付申込要領」参照) イ) 私道と宅地の筆界確認書 ウ) その他、条件を処理したもの
------	--

(4) 所有権移転登記完了

■法務局と協議の結果、必要な登記手続きができない場合は、私道の市への寄付もできませんのでご了承ください。

お問い合わせ

○私道の市道編入全般に関すること 土木局土木総括室土木調査課 調査・管理チーム ☎ 0798-35-3685

約
1
か
月
半

(申出者作業)

約
2
か
月